

2021 年度

「NEDO 先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち
「マテリアル革新技術先導研究プログラム」に係る公募要領

2021 年 2 月 10 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

【受付期間】

2021年2月10日(水)～2021年3月26日(金) 正午 アップロード完了

【提出先及び提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（4. 提出期限及び提出先（4）提出書類）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2329>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2021 年度「NEDO 先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち
「マテリアル革新技術先導研究プログラム」に係る公募について
(2021 年 2 月 10 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021 年度「NEDO 先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち、「マテリアル革新技術先導研究プログラム」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 件名

2021 年度「NEDO 先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち「マテリアル革新技術先導研究プログラム」

2. 事業概要

(1) 事業目的

我が国が持続的かつ強靱な社会・経済構造の構築に対応し、中長期的な成長を実現するためには、従来の発想によらない革新的な技術の開発が必要となっています。一方で、マテリアル分野は、基礎研究から実用化研究、社会システムへの実装に至るまでに長期間を要するケースが少なくなく、近年の厳しい競争環境の中、我が国民間企業の研究開発期間は成果を重視し短期化しており、事業化まで 10 年以上を要する研究開発への着手が困難な状況となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症等の危機的状況により民間の研究開発投資が減退する恐れがあり、こうした状況を放置した場合、将来の産業競争力強化や新産業創出を目指す国家プロジェクトに繋がる新技術が枯渇していく恐れがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたイノベーションを巡る大きな情勢変化を踏まえ、2020 年 7 月に閣議決定された「統合イノベーション戦略」においても、危機感とスピード感をもってデジタル化を加速し、社会システムを変革するイノベーションを創出するとともに、その源泉である研究力を強化することが掲げられています。その中で、戦略的に進めていくべき主要分野としてマテリアル分野が位置づけられており、2020 年度中に政府戦略を策定することとされています。

こうした背景を踏まえ、本事業は、新産業創出に結びつくマテリアル分野の技術シーズを発掘し、先導研究を実施することにより有望な技術を育成して、将来の国家プロジェクト等に繋げていくことを目的としています。

(2) 事業目標

本事業は、マテリアル分野に関して、事業開始後 15 年から 20 年以上先の社会実装を見据えた革新的な技術の先導研究を実施し、革新性及び独創性、将来的な波及効果を重視することによって優良案件の採択を促進し、将来の国家プロジェクト化等への道筋をつけることを目標とします。

(3) 事業内容

本事業は、将来の国家プロジェクト等の本格的な研究開発に着手するために必要な戦略策定や可能性提示のための予備実験等を行う先導研究です。新規性・独創性・革新性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて、企業、大学、公的研究機関等からなる産学連携の体制で先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために、特定の技術分野・研究開発領域において、関連する研究開発テーマを束ねた「プログラム」を必要に応じて設定し、「プログラムマ

ネージャー」を配置の上、一体的に推進します。

① 対象となる研究開発テーマ

本公募の対象となる研究開発テーマは、以下 A～D のいずれかに該当し、その詳細資料として別添 1 に掲載した研究開発課題の内容に合致する研究開発テーマとします。研究開発テーマは、新規性、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズとしては取組のごく初期の段階であり、実用化までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクではあっても、ハイリターンが期待できることを重視します。

- A. データを活用した革新的マテリアル製造プロセスインフォマティクス技術の開発
- B. 超高品質・超高信頼性・超耐久性を有するスーパーファインセラミックスを実現する基盤技術の開発
- C. 資源産出国への実質的転換を実現する革新的マテリアルプロセス技術の開発
- D. ウイルス感染症対策の社会実装を加速する新規マテリアル関連技術の開発

② 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、原則として、企業及び大学等（※1）で構成する産学連携の体制とします。

ただし、将来的に産学連携の体制となる具体的な研究開発構想を有するものの、研究開発テーマを提案する時点で産学連携の体制を構成するに至っていない場合、実施体制の例外として、大学等のみによる実施を認めます。なお、この場合、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われていることを前提とします。

（※1）「大学等」とは

- a. 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関）
- b. 国又は公設の試験研究機関
- c. 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

(4) 研究開発テーマの実施期間

実施期間は、原則、NEDO の指示する日（2021 年 6 月頃を予定）～2022 年 3 月までとします。

ただし、研究の内容により、十分な実験データの取得や解析が極めて困難である等の合理的な理由を応募者が示し、NEDO が妥当であると認めた場合には、実施期間は最長 2024 年 3 月までとすることができます（大学等のみによる提案の場合は、研究内容によらず 2022 年 3 月を限度とします）。

なお、実施期間が 2022 年 3 月を超える研究開発テーマについては、2021 年度内に（事業が終了する概ね 2 ヶ月前の時点を予定）NEDO がステージゲート審査を実施します。その結果によっては、計画の見直しやその後の事業の中止、2 年目終了の概ね 2 ヶ月前の時点で再度のステージゲート審査を行う場合があります。

(5) 事業規模・形態・NEDO 負担率

1 億円以内／（年度・件）（委託：NEDO 負担率 100%）（※2）

(大学・公的研究機関のみによる実施の場合は、実施期間は1年以内、規模は2千万円／(年度・件)を上限とします。)

(※2)

産学連携体制の標準的な規模として1機関あたり2千万円程度になることを想定しています。提案の際は、提案金額の妥当性を精査するため、根拠となる資料・情報を整理し、説明できるよう準備をお願いします。

また、技術開発の困難性等により、特に必要と認められる場合は、事業の進捗状況を踏まえた上で、増額することがあります。

3. 応募要件

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の(1)～(6)までの条件、「基本計画」及び「2021年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学等とします。

ただし、本事業の実施に当たっては、大学等からの再委託又は共同実施は認めません。したがって、産学連携の体制は、企業と大学等が連名して委託予定先となる体制か、又は委託予定先となる企業から大学等へ再委託若しくは共同実施を行う体制としてください。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 原則として企業及び大学等で構成する産学連携の体制で実施し、各企業、大学等のそれぞれの責任と役割が明確化されていること。ただし、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている場合には、大学等のみによる応募も可能とする。
- (5) 技術研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、応募する技術研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2021年3月26日(金) 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2329>

(3) 提出方法

(2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑳を入力いただき、㉑で提出書類をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。提出書類のファイル形式等の詳細は、「別添 10_提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①研究開発テーマ名
- ②応募する研究開発課題
- ③代表法人番号（13桁）
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者役職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者e-mailメールアドレス
- ⑪研究開発の概要（1000文字以内）
- ⑫技術的ポイント
- ⑬代表法人業務管理者氏名（⑤と同一の場合記載不要）
- ⑭代表法人業務管理者e-mailアドレス（⑩と同一の場合記載不要）
- ⑮共同提案法人業務管理者氏名（複数の場合は、列記）
- ⑯共同提案法人業務管理者e-mailアドレス（複数の場合は、列記）
- ⑰研究体制（担当研究項目番号と法人名を入力。）
例）研究項目①：××会社・〇〇大学、研究項目②：△△研究所
- ⑱研究期間（提案する研究期間を記載。）
- ⑲提案額（提案総額を入力。）
- ⑳初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ㉑提出書類（(4) 提出書類のアップロード）

(4) 提出書類

提出書類のファイル形式等の詳細は、「別添 10_提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。

- ・ 提案書表紙（別添 2-1）

- ・ 利害関係の確認について（別添 2-2）
- ・ 提案書本文（別添 2-3、別添 3-1～6）
- ・ 提案書（別紙）高額設備品補足説明書（別添 4）
- ・ 研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書（詳細は別添 5-1、別添 5-2）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 6）
- ・ 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 7-1、別添 7-2）
- ・ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 8）
- ・ e-Rad 応募内容提案書
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
- ・ 直近の事業報告書
- ・ 直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
- ・ NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）
に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・ 提案書類チェックリスト（別添 10）
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提案書その他の書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保

有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による先導研究案件検討委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 研究開発テーマの検討基準

革新的技術により社会課題を解決し、産業競争力向上、新市場創出や生産性向上を図り、新産業創出に資する優れた研究開発テーマを採択するため、「公募目的及び研究開発課題との整合性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「技術的実現可能性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」、「研究開発体制・計画の妥当性」、「政策・長期ビジョンへの有効性」、「予算規模・配分の妥当性」等の項目を検討します。

特に、効果的な予算投入のため、予算の多寡に応じた成果目標の達成困難性や社会的インパクトについても検討します。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

2016 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、本事業においては、提案機関（企業、大学等）の女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を確認し、研究開発テーマの検討にあたり加味します。

(4) 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考します。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。

（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）

3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(5) 委託予定先の公表及び通知

① 検討結果の公表等

採択した案件は、NEDO のウェブサイト等で公表します。なお、不採択とした案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

② 先導研究案件検討委員会委員の氏名の公表

先導研究案件検討委員会の委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。

③ 附帯条件

採択に当たって条件（提案内容の一部を採用、実施体制の見直し、実施期間の短縮等）を付す場合があります。

(6) スケジュール

2021 年 2 月 10 日	公募開始
3 月 26 日正午	公募締切
3 月下旬～	案件検討
4 月中旬～下旬（予定）	ヒアリング（※3）
6 月上旬（予定）	契約・助成審査委員会
6 月上旬（予定）	委託予定先決定、公表（プレスリリース）
8 月上旬（予定）	契約

（※3）

案件検討の段階において、必要に応じ提案者に対して提案内容のヒアリングを行うことにしています。4 月上旬～中旬頃に、ヒアリングへの出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、ヒアリング対応者の日程確保をお願いします。なお、ヒアリングは WEB 開催を予定しています。

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 受託業務の実施

受託業務の実施にあたっては、原則として、以下の対応をお願いします。

- ① 国家プロジェクト立ち上げ等を企画検討するための委員会の設置、運営を行うこと。
- ② NEDO が関連する研究開発テーマを束ねたプログラムを設置する場合には、研究開発をより効果的に推進するために、複数の研究開発テーマの実施者を集め情報共有や意見交換をする場であるプログラム推進会議に参加すること。また、プログラムマネージャーによるプログラム内の研究開発テーマ等への各種助言・調整等に従うこと。
- ③ 本事業において別途 NEDO が実施する調査に協力すること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別添 6)

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。

(4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入(詳細は別添 8)

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。なお、本調査は研究開発テーマの検討にあたり活用しますので、必ずご提出をお願いします。

(5) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(詳細は別添 7-2)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(6) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、参考資料 1「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(7) 知財マネジメント(詳細は別添 11)

本プロジェクトは、「NEDO 先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(8) データマネジメント(詳細は別添 12)

本プロジェクトは「NEDO 先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針」を適用します。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※4）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※5）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※4. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※5. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対

し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(11) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※6）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※7）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※6. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※7. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間）

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間）

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提

供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(12) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(13) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大

学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】 内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(14) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表(詳細は別添 9)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、NEDO の関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(15) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{*}が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

^{*}我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(16) 重複の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施

した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(17) 研究開発資産の帰属・処分について

① 資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

8. 公募説明

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、公募説明会に代えてウェブサイト上で公募説明資料を公表する予定です。応募を予定される方は必ずご確認ください。

9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は電子メールで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部（北川、飯山、中村、矢野）

電子メールアドレス：material_sendo_kenkyu@ml.nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

関連資料

- 基本計画
- 2021 年度実施方針
- 別添 1：2021 年度研究開発課題「詳細資料」
- 別添 2-1：提案書表紙
- 別添 2-2：利害関係の確認について
- 別添 2-3：提案書作成上の注意
- 別添 3-1～6：実施体制図、総括表、委託先研究分担先分室総括表
- 別添 4：提案書（別紙）高額設備品補足説明書
- 別添 5-1：研究開発責任者研究経歴書
- 別添 5-2：主要研究員研究経歴書
- 別添 6：ワーク・ライフ・バランスの推進等について
- 別添 7-1：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- 別添 7-2：情報管理体制等確認票（研究・実証事業用）
- 別添 8：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票
- 別添 9：契約に係る情報の公表について
- 別添 10：提案書類チェックリスト
- 別添 11：NEDO 先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針
- 別添 12：NEDO 先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針
- 参考資料 1：追跡調査・評価の概要
- 参考資料 2：NEDO 先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について